

TSRマネジメントによる自己点検・評価規程

		平成27年4月1日
改正	平成28年7月26日	平成30年8月28日
	令和元年7月1日	令和元年11月1日
	令和2年3月17日	令和2年8月1日
	令和2年9月1日	令和4年4月1日
	令和6年4月1日	令和7年2月1日
		令和7年4月1日

目次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (実施の分野)
- 第3条 (組織)
- 第4条 (自己点検・評価統括委員会の構成)
- 第5条 (自己点検・評価統括委員会の任務)
- 第6条 (大学自己点検・評価委員会の構成)
- 第7条 (大学自己点検・評価委員会の任務)
- 第8条 (各委員会の成立)
- 第9条 (各学部・研究科等)
- 第10条 (結果の公表)
- 第11条 (結果の活用)
- 第12条 (委員及び担当事務職員の守秘義務)
- 第13条 (その他)
- 第14条 (管掌)
- 第15条 (改廃)

附 則

(目的)

第1条 この規程は、大正大学学則第2条の3、大正大学大学院学則第2条の3及びTSRマネジメント規程第6条第2項に基づき、自己点検・評価について必要な事項を定める。

(実施の分野)

第2条 TSRマネジメントによる自己点検・評価を実施する分野は、次に掲げる事項とする。

(1) 5つの経営資源（法人業務）

- ア 人材の確保
- イ 充実した教育環境
- ウ 安定した財務
- エ 情報
- オ 働き方改革

(2) 5つの社会的責任（学務業務）

- ア 教育・研究の充実・発展
- イ 学生生活の充実
- ウ 特色ある社会貢献・地域連携
- エ 建学の理念に基づく学風の醸成
- オ TSRマネジメントに基づく大学運営

(組織)

第3条 第1条の目的を達成するため、大正大学（以下「本学」という。）に次の委員会を置く。

- (1) 自己点検・評価統括委員会
- (2) 大学自己点検・評価委員会

(自己点検・評価統括委員会の構成)

第4条 自己点検・評価統括委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 常任理事会構成員
- (2) 副学長

2 委員会には、必要に応じて他の理事及び教職員並びに外部の有識者を臨時委員として加えることができる。

3 委員会は、理事長が招集し、その座長となる。

4 理事長に支障があったときは、予め理事長が指名した者が座長を代行する。

(自己点検・評価統括委員会の任務)

第5条 自己点検・評価統括委員会は、全学的視点から総合的かつ体系的な自己点検・評価の方針を定め、大学自己点検・評価委員会が発行した自己点検・評価報告書を評価する。

2 自己点検・評価統括委員会は、自己点検・評価制度の円滑な運用を図るため、その実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、改善に努めるものとする。

3 自己点検・評価統括委員会は、前2項の活動に関する客観性・公平性を担保するため、外部や学生の意見を聴取することができるものとする。

(大学自己点検・評価委員会の構成)

第6条 大学自己点検・評価委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 副事務局長
- (5) 学長補佐
- (6) 事務部長
- (7) その他、委員会が必要と認めた者

2 大学自己点検・評価委員会は、学長が招集し、その座長となる。

3 学長に支障があったときは、あらかじめ学長が指名した者が座長を代行する。

4 大学自己点検・評価委員会には、必要に応じて他の教職員を臨時委員として加えることができる。

5 大学自己点検・評価委員会は、必要に応じて随時開催する。

(大学自己点検・評価委員会の任務)

第7条 大学自己点検・評価委員会は、各学部・研究科・事務局等の自己点検・評価を活用し、全学的な問題点や優れた点を整理する等の活動を行う。

2 大学自己点検・評価委員会は、自己点検・評価統括委員会が策定した方針に基づき、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成して、自己点検・評価統括委員会に報告する。

(各委員会の成立)

第8条 各委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 各委員会の議決は、出席委員の過半数の合意による。

(各学部・研究科等)

第9条 本学を構成する学部、研究科及び事務局は、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価をしなければならない。

(結果の公表)

第10条 自己点検・評価は、毎年実施するものとし、その内容を公表する。

(結果の活用)

第11条 本学の各構成員は、自己点検・評価で得られた結果を真摯に受けとめ、各々の分野において、その水準の向上と活性化に努めるものとする。

2 常務理事会及び総合政策会議は、自己点検・評価で得られた結果に基づき、その改善等が円滑に行われるように諸条件の整備に努めるものとし、是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

(委員及び担当事務職員の守秘義務)

第12条 各委員及び担当職員は、委員及び事務担当として知り得た情報、資料等について、委員会の合議なしに利用又は公開してはならない。

(その他)

第13条 各委員会の事務は、理事長室法人秘書課とする。

(管掌)

第14条 この規程の事務管掌は、内部監査室が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 従前の自己点検自己評価規程、大正大学自己点検・自己評価委員会規程及び教育に関する評価部会内規は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。